

東尾張病院地域連絡会（準備会）議事

日時：平成17年11月25日（金）15：00～17：00

場所：東尾張病院 視聴覚室

1. 準備状況について（別紙資料1により説明）

（説明要旨）

- 現在の1の上病棟を改修し、医療観察法の病棟を12月1日より15床、平成18年4月1日より24床とし、新病棟の整備が完了する平成18年10月に33床で運用が始まる。
- 改修病棟は平成18年10月に元に戻し、一般の精神病棟として運用する。
- フェンスについては一部12月中旬頃完成予定である。
- 門扉については12月1日から運用を開始し、守衛についても同日から24時間常駐し、適時巡回する予定である。
- 門扉について昼間は開放となる。

（質問等）

- 15床はどこのことか？
→（病棟平面図の）北側作業療法室も1床と数え、北側病室の15床となる。
- 外周フェンスの高さは1.8メートルか？
→既存フェンスと同じ高さで設置。
- 改築病棟の安全性についてはどうか？
→病院全体のフェンスと一体化した門扉となる。つまり、病院全体がフェンスと門扉で囲われることになる。また、改築病棟周囲は3mのフェンスで囲われ、防犯カメラによる監視を行うことにより、より高い安全性を確保している。

2. 地域連絡会議規程について（別紙資料2により説明）

（説明要旨）

- 本規程は、ホームページで公開する。
- 委員については、現時点で大森北学区の委員が未定。志段味西学区については学区分割が予定されているので分割後4名となる予定。
- 委員の任期については特に定めないが、人事異動などで変更があれば名簿を更新する。
- 本会議は原則年1回を予定しているが、必要に応じ随時開催することとなる。
- 病棟の運営状況については、対象者の個人情報に配慮しながら情報提供する。
- 関連して、恒常的な相談窓口を設置する。寄せられた内容について、院内で検討し、必要に応じ関係機関と調整の上対応することとなる。なお、結果等は連絡会議

や、ホームページで公開する予定。

(質問等)

○ 議事録は公開するのか？

→参加各委員の了解を得た上でホームページ等で公開する予定。

→各委員には本日の配付の資料も含めて決定された議事録を送付する。

3. 無断退去防止マニュアルについて (別紙資料3により説明)

(説明要旨)

○ 防止策等を資料に基づき説明

○ チャイムでの連絡を含め、緊急連絡方法について意見を求めた

(質問・意見等)

○ チャイム等の放送が聞こえる範囲はどこまでか？

→ボリュームの程度にもよるが、それほど広範囲には伝わらないと思われる。

○ チャイムを鳴らすかどうかは、病院近隣の住民の意見を参考に判断するしかないと思う。

○ 無断退去する可能性は経験上どれ位あるのか。実績についてはどうか。

→現行の措置入院の患者について、経験上無い。

→医療観察法の対象となる方はこれまでも民間を含め措置入院として入院している。今回の病棟はさらに安全性を高めており離院の可能性はほぼ無いと考えている。

→問題は外出・外泊時であるが、治療上不必要なものは実施しない。さらにその外出泊については、医師のみでなく複数・多職種で協議して妥当性、安全性について厳密に検討した上でしか認めない。また、外出泊時には必ず2名以上の職員を随行させ、離院防止に努める。

○ 万一の場合、対象者の写真なども添えて情報提供されるのか？

→プライバシー上難しいと思われる。

○ 性別・年齢程度では教えられても効果があるのか疑問である。

○ 警察としては連絡があれば県下の警察署へ連絡し捜索することになる。ただし、犯罪捜査のような形にはならないと考える。(家出人捜索程度?) 現実的にはケースバイケースの対応となるのではないか。

○ 住民としては連絡をもらってもどのように対応すべきかわからない。混乱するので却って連絡が無い方が良く思うが病院としては連絡せざるを得ないのか？

→病院としては事実上連絡したい。

○ すべてに知らせる必要があるのか。離院した場所、方向により必要性を判断してはどうか。

→遠方外泊時の離院までお知らせする必要はないと考えている。

○ 病院の車にスピーカーをつけて周知して回ったらどうか。

→スピーカーはともかく、近隣の方には職員が出向いてお知らせするなどケースバイケースで対応することも検討したい

(以上議論をふまえ)

○ 地域への連絡体制・方法等について今いただいた意見を参考にしながら再度検討させていただきたい。改めて相談させていただきたいのでご協力をお願いしたい。

4. その他

○ 資料公開する上で各委員の名前、電話番号については、削除の上掲載することにした。

○ 次回は今年度中（平成18年3月まで）に開催したい。その時は受入開始後の状況説明と、地域への周知方法について、協議することとしたい。

参加委員（敬称略）

地域住民構成員

名古屋市志段味西学区 河本正憲、中川和彦
尾張旭市白鳳学校区 森川正勝
尾張旭市城山学校区 加藤博一、中村一雄

関係自治体等構成員

愛知県警守山警察署	地域課長	杉浦憲二（代理 大津警部）
愛知県警守山警察署	生活安全課長	丹沢寛美
名古屋市消防局	守山消防署消防第二課長	仲矢英雄（代理 後藤予防課長）
愛知県	健康福祉部主幹	宮木正美（代理 中村主査）
名古屋市	障害福祉部主幹	山田俊彦
尾張旭市	福祉課長	堀部茂樹（代理 若杉補佐）
名古屋市守山保健所	予防課長	宮崎勝範
瀬戸保健所	地域保健課課長補佐	守屋小百合
名古屋保護観察所	次長	土井眞砂代
東海北陸厚生局	医事課長	一瀬 篤（代理 小島係長）

東尾張病院構成員

院	長	舟橋龍秀
副	院 長	八木 深
事	務 長	上野 茂
総	看 護 師 長	鈴木さと子
司	法精神医学部長	吉岡眞吾
副	総 看 護 師 長	服部みゑ
3	病棟看護師長	平野哲則

欠席委員（敬称略）

地域住民構成員

尾張旭市白鳳学校区 浅見保永

書記 庶務係長 小林

平成17年11月25日(金) 15:00~16:30

於： 東尾張病院 視聴覚室

独立行政法人国立病院機構東尾張病院
地域連絡会議(準備会)次第

1. 病院長あいさつ

2. 出席者自己紹介

3. 議 事

1) 運営開始に向けた準備状況等について

① 整備スケジュール

② 病棟運営イメージ

2) 地域連絡会議規程 について

3) 無断退去防止マニュアル について

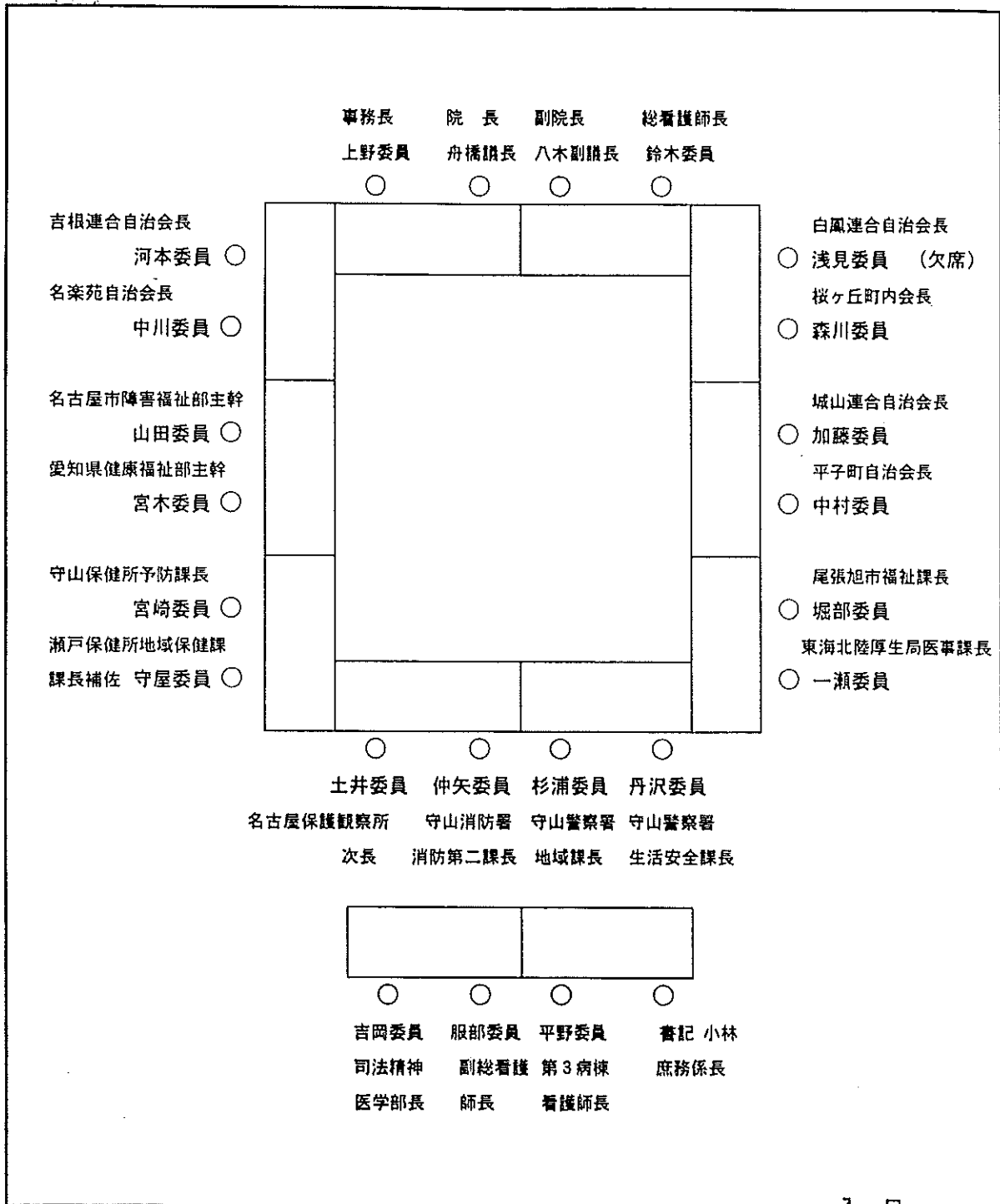
4) その他 意見交換

4. 配付資料

- ・ 資料1 … 整備スケジュール・病棟運営イメージ
- ・ 資料2 … 地域連絡会議規程
- ・ 資料3 … 無断退去防止マニュアル

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
地域連絡会議（準備会）配席表

平成17年11月25日（金） 於：視聴覚室



整備スケジュール

H17.11.25 現在

	17年 11月	17年 12月	18年 1月	18年 9月	18年 10月
改修病棟 (1の上病棟)	完成	12/1 医療観察法病棟運営開始 15床	4/1 24床		10/1 一般運営復帰
ドア等整備 門扉	完成	12月中旬頃 完成			切替
外周ドア		12/1 ~ 12/2 入札		9月中旬頃 完成	10/1 医療観察法病棟運営開始 33床
新病棟 (第3病棟)					

病棟運営イメージ

17年11月

1の上病棟	50床
1の下病棟	50
2の上病棟	50
2の下病棟	50

17年12月

1の上病棟	26床
観察法3病棟	15
1の下病棟	50
2の上病棟	50
2の下病棟	50

18年4月

観察法3病棟	24床
1の下病棟	50
2の上病棟	50
2の下病棟	50
新1の上病棟	35

18年10月

1の上病棟	50床
1の下病棟	50
2の上病棟	50
2の下病棟	50

観察法3病棟	33
--------	----

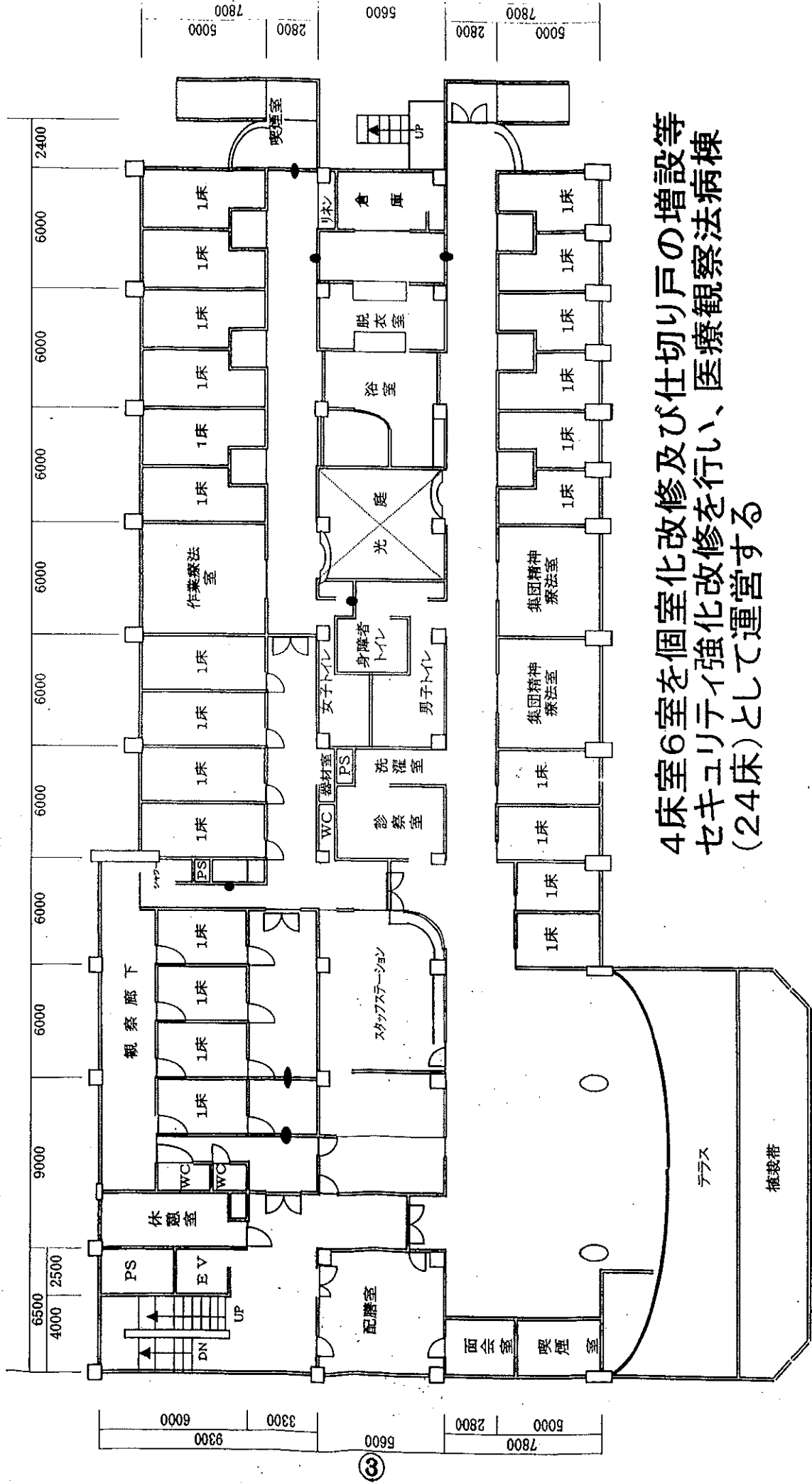
計 4個病棟 200床

計 5個病棟 191床

計 5個病棟 219床

計 5個病棟 233床

第1病棟上の平面図(改修後)



4床室6室を個室化改修及び仕切り戸の増設等
 セキュリティ強化改修を行い、医療観察法病棟
 (24床)として運営する

地域連絡会議規程

(目的等)

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（以下「東尾張病院」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営状況及び医療観察法の施行状況等を報告し、かつ、意見交換を行なうこととする。

(規程の閲覧)

第2条 この規程は、地元関係者等が容易に閲覧できるように配慮する。

(構成員)

第3条 連絡会議の構成員は、下記のとおり地域住民構成員、関係自治体等構成員及び東尾張病院構成員により構成する。

一 地域住民構成員 名古屋市及び尾張旭市の該当学区代表者とする

二 関係自治体等構成員

- ・愛知県守山警察署
- ・名古屋市守山消防署
- ・愛知県健康福祉部障害福祉課
- ・名古屋市障害福祉課
- ・尾張旭市福祉課
- ・名古屋市守山保健所
- ・瀬戸保健所
- ・名古屋保護観察所
- ・東海北陸厚生局

二 東尾張病院構成員

院長、副院長、事務長、総看護師長、司法精神医学部長、副総看護師長、第3病棟看護師長

2 構成員の任期は特に定めないが、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

(開催方法等)

第4条 連絡会議は東尾張病院において開催することとし、その運営は下記により行う。

一 議長は院長とし、議事進行を行う

二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する

三 開催回数は原則年1回とするが、各構成員から要請があった場合は、必要に応じ臨時の連絡会議を開催することができる

四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる

五 この会議の庶務は東尾張病院庶務係長が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う

(議題等)

第5条 連絡会議の議題は下記のとおりとする。

- 一 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関すること
 - 二 東尾張病院全体の運営状況に関すること
 - 三 第3病棟の運営状況に関すること
 - 四 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
 - 五 その他 意見交換
- 2 前項第一号に定める情報提供は、第3病棟の患者数・年齢構成・病名等について行うこととするが、対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 広く地域住民等からの意見等を聴くため、東尾張病院内に恒常的な相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の対応方法等は下記のとおりとする。
 - 一 窓口担当者は東尾張病院庶務係長とし、窓口責任者は事務長とする
 - 二 寄せられた意見等について、東尾張病院内で検討を加え、また必要に応じ関係機関とも調整のうえ、迅速に対処しなければならない
 - 三 対処内容等結果については、当事者に伝えるとともに、連絡会議、東尾張病院ホームページ、必要に応じ市又は区の広報等により周知する
 - 四 意見等を提出した者が不利益を受けないよう適切な配慮を行う

(附則)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

東尾張病院地域連絡会議
構 成 員 名 簿

平成17年12月1日現在

区 分	職 名	氏 名	備 考
【地域住民構成員】 名古屋市大森北学区			17.12.1 現在未定
名古屋市志段味西学区	吉根連合自治会長 名楽苑自治会長	河本 正憲 中川 和彦	将来学区分割のため4名と なる予定
尾張旭市白鳳学校区連合自治会	白鳳連合自治会長 桜ヶ丘町内会長	浅見 保永 森川 正勝	
尾張旭市城山学校区連合自治会	城山連合自治会長 平子町自治会長	加藤 博一 中村 一雄	
6名			
【関係自治体等構成員】 愛知県守山警察署	地域課長	杉浦 憲二	
名古屋市守山消防署	生活安全課長 消防第二課長	丹沢 寛美 仲矢 英雄	
愛知県	健康福祉部主幹	宮木 正美	
名古屋市	障害福祉部主幹	山田 俊彦	
尾張旭市	福祉課長	堀部 茂樹	
名古屋市守山保健所	予防課長	宮崎 勝範	
瀬戸保健所	地域保健課長補佐	守屋 小百合	
名古屋保護観察所	次長	土井 真砂代	
東海北陸厚生局	医事課長	一瀬 篤	
10名			
【東尾張病院構成員】	院長	舟橋 龍秀	
	副院長	八木 深	
	事務長	上野 茂	
	総看護師長	鈴木 さと子	
	司法精神医学部長	吉岡 真吾	
	副総看護師長	服部 みゑ	
	第3病棟看護師長	平野 哲則	
7名			
23名			

※ 敬称略

※ 記録担当 東尾張病院庶務係長 小林幸生

独立行政法人国立病院機構東尾張病院

3病棟 無断退去防止マニュアル

無断退去時等の対応方法（関係機関との調整状況も含む）	2
（無断退去者に対する医療観察法規定 法第99条）	2
（無断退去の定義）	2
（無断退去の防止）	2
（外出・外泊検討時の留意点）	2
（無断退去時介入）	2
（患者探索情報）	2
地域連絡会議 緊急時連絡方法	3
東尾張病院地域連絡会議緊急連絡表	4
－平日日勤帯用－ 外出時の無断退去対応手順	5
－平日日勤帯用－ 外泊時の無断退去対応手順	6
－時間外用－ 外出時の無断退去対応手順	7
－時間外用－ 外泊時の無断退去時手順	8
患者探索情報	9
－時間内用－ 3病棟緊急出動班	10
－時間外用－ 3病棟緊急出動班	11

無断退去時等の対応方法（関係機関との調整状況も含む）

（無断退去者に対する医療観察法規定 法第 99 条）

- 1 指定入院医療機関職員は無断退去者を連れ戻すことができる。
- 2 連れ戻しが困難な場合、病院管理者は警察に協力を求めることができる。
- 3 対象者が行方不明となった場合、病院管理者は警察に所在調査を求めねばならない。
- 4 警察官は対象者を発見後直ちに病院管理者に通知しなければならない。その場合警察官は 24 時間を限り、対象者を適当な場所に保護する事が出来る。
- 5 無断退去後 48 時間以上経過した場合、裁判官が発する連戻状が必要である。

（無断退去の定義）

以下の場合は無断退去者と判断する。

- 1 建物からの離院
- 2 外出・外泊時、同行者から離脱
- 3 特定時間の外出許可から戻ってこない。
- 4 外泊から戻ってこない。

（無断退去の防止）

- 1 急性期には、院外外出（他科受診を除く）・外泊を行わない。
- 2 回復期には、治療評価会議で対象者の評価を実施のうえ、職員同伴院内・院外外出を実施する。
- 3 社会復帰期には、治療評価会議で危険評価を実施のうえ、職員同伴外出・職員同行外泊を実施する。
- 4 同行する職員は、携帯電話を持参し、緊急時にただちに連絡をとれる体制にする。外泊時には、地元機関と緊急連絡できる
- 5 3 病棟は、定時に人員確認を実施する。
- 6 入院時に以下の項目をチェックし、患者探索情報表を作成する。
 - 1) 目印となりそうな傷跡や外見（説明の上、顔写真を撮影または入手）
 - 2) 患者が尋ねてゆきそうな住所
 - 3) 地域社会内で攻撃の対象となりそうな人
 - 4) その他

（外出・外泊検討時の留意点）

- 1 共通評価項目の特に内省およびコンプライアンスの項目を重視して評価する。
- 2 治療意欲を引き出す試みが実施済みであること
- 3 無断退去した場合の処遇を対象者に十分説明済みであること
- 4 服装や言動の変化がないか観察する
- 5 過去の無断退去歴がある場合は特に慎重に検討する

（無断退去時介入）

以下の分類に従い、手順に従い対応する。

- 1 平日日勤外出時
- 2 時間外外出時
- 3 平日日勤外泊時
- 4 時間外外泊時

（患者探索情報）

所定の表に記入し、守山警察および地元警察に連絡する。

独立行政法人国立病院機構東尾張病院
地域連絡会議 緊急時連絡方法

- 1 離院等の重大事故発生時には迅速に関係機関、周辺住民に連絡をとる。
- 2 連絡の順番は、守山警察署又は守山消防署・各学区代表者への連絡をまず行うこととし、次に他の連絡会議構成員に連絡する。
- 3 各学区代表者は、学区緊急連絡表にしたがって、各地区住民に情報伝達する。
- 4 緊急時運営会議の判断により、必要により、当院スピーカーを利用した連絡を実施する。
- 5 守山警察署は、各学区代表者の連絡と平行して周辺住民への情報伝達を実施する。
- 6 重大事故が解決した場合、事務長は、守山警察署又は守山消防署・各学区代表者への連絡をまず行い、次に他の連絡会議構成員に連絡する。

東尾張病院地域連絡会議緊急連絡表

順位	部署	担当者職氏名	電話番号 1	電話番号 2	FAX番号
1	愛知県守山警察署 (無断退去時)	地域課長 杉浦憲二 生活安全課長 丹沢寛美	052-798-0110		
	名古屋市守山消防署 (火災発生時)	消防第二課長 仲矢英雄	052-791-0119		052-793-0119
2	名古屋市大森北学区				
	名古屋市志段味西学区	吉根連合自治会長 河本正憲 名楽苑自治会長 中川和彦	052-736-9558 052-798-6010		
	尾張旭市白鳳学校区連 合自治会	白鳳連合自治会長 浅見保永 桜ヶ丘町内会長 森川正勝	0561-53-0309 0561-54-7792		
	尾張旭市城山学校区連 合自治会	城山連合自治会長 加藤博一 平子町自治会長 中村一雄	0561-53-3649 0561-54-6561		
3	名古屋市守山保健所	予防課長 宮崎勝範	052-796-4624		052-796-0040
	瀬戸保健所	地域保健課長補佐 守屋小百合	0561-82-2196		0561-82-9188
	名古屋保護観察所	次長 土井真砂代	052-951-2949		052-968-2702
	東海北陸厚生局	医事課長 一瀬 篤	052-971-8836		052-971-8876
	愛知県健康福祉部 障害福祉課	主幹 宮木正美	052-954-6294		052-954-6920
	名古屋市健康福祉局 障害福祉部障害福祉課	主幹 山田俊彦	052-972-2531		052-951-3999
	尾張旭市福祉部福祉課	福祉課長 堀部茂樹	0561-53-2111		0561-52-3749

- 平日日勤帯用 - 外出時の無断退去対応手順

- 1 同行していた職員は、携帯電話（院内はPHS）で3病棟師長にただちに連絡する。
- 2 同行職員は、ただちに言語的介入を試みながら追跡し、事前検討に従って身体的介入を試みる。
- 3 連絡を受けた3病棟師長は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
- 4 院長は緊急時運営会議を招集し、時間内緊急出動班を派遣する。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 5 ただちに連れ戻せない場合守山警察署へ通報する。その場合、院長名で所定の事項を記入し届け出る。（離院後30分を目安）
 - * まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象犯罪
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 逃亡の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 警察への通報と同時に、事務長は地域連絡会議緊急連絡表で地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 7 地域連絡会議緊急時連絡方法に従って地域住民に連絡する。
- 8 病棟管理者は適切な親類など関係者に知らせる。
- 9 担当警察官と十分連携する。
- 10 無断退去の詳細記録を出来るだけ早くまとめ、治療評価会議で現時点でのリスク評価とリスク管理を検討する。
- 11 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 12 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 13 患者が帰院した場合、事務長は、地域連絡会議構成員および職員全員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 14 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

- 平日日勤帯用 - 外泊時の無断退去対応手順

- 1 外泊時に無断退去した場合、同行職員はただちに携帯電話で 3 病棟師長に報告する。
- 2 連絡を受けた指定病棟師長は、ただちに、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
- 3 院長はただちに緊急時運営会議を開催し、警察への届出等を判断し、同行職員の携帯電話に指示を伝える。また、居住地社会復帰調整官に連絡する。
- 4 外泊同行時に職員は、あらかじめ患者探索情報表を持参する。
- 5 同行職員は、警察に届ける場合、ただちに最寄りの警察にまず電話で、つぎに出向いて報告する。
 - * まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象犯罪
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 逃亡の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 同行職員は、関係のある親類等へ連絡を行う。
- 7 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 8 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 9 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

- 時間外用 -

外出時の無断退去対応手順

- 1 同行していた職員は、携帯電話で指定病棟リーダーにただちに連絡する。
- 2 連絡を受けた 3 病棟リーダーは、当直医師、当直師長、事務当直に連絡する。
- 3 事務当直は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、3 病棟師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
- 4 院長の指示で、当直師長、事務当直・当直医師は、時間外緊急出動班を召集し派遣する。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 5 ただちに連れ戻せない場合、当直医師は、守山警察署へ通報する。その場合、病院長名で所定の事項を記入し届け出る。
 - * まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象犯罪
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 逃亡の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 警察への通報と同時に、事務当直は地域連絡会議緊急時連絡表で地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 7 事務当直は、地域連絡会議緊急時連絡手順に従って地域に連絡する。
- 8 病棟管理者の指示のもと、指定病棟リーダーは適切な親類など関係者に知らせる。
- 9 担当警察官と十分連携する。
- 10 無断退去の詳細記録を出来るだけ早くまとめ、治療評価会議で現時点でのリスク評価とリスク管理を検討する。
- 11 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 12 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 13 患者が帰院した場合、事務当直は、司法精神医学部長、専任リスクマネージャー、院長、副院長、事務長および地域連絡会議構成員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 14 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

－時間外用－ 外泊時の無断退去時手順

- 1 外泊時に無断退去した場合、同行職員はただちに携帯電話で 3 病棟リーダーに報告する。
- 2 連絡を受けた 3 病棟リーダーは、ただちに、当直医師、当直看護師長、事務当直に連絡する。
- 3 事務当直は、院長、副院長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、3 病棟看護師長に連絡し、院長の指示で、警察への届出を行うか判断し、同行職員の携帯電話に指示を伝える。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 4 同行職員は、警察に届ける場合、ただちに最寄りの警察にまず電話で、ついで出向いて報告する。
 *まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象犯罪
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 逃亡の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 5 同行職員は、関係のある親類等へ連絡を行う。
- 6 無断退去が 48 時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 7 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなる緊急連れ戻しチームを組む。
- 8 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

患者探索情報

A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
氏名 _____ 男・女 生年月日 _____

住所 _____ 電話 _____

B 離院年月日および時刻 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

C 症状の概要

D 人相、姿かたち、服装など

E 入院年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

F 対象犯罪 _____

G 保護者など関係者の住所、氏名
関係者氏名 _____ 本人との関係 _____
関係者住所 _____ 電話 _____

H 無断退去の詳しい状況

I リスク評価の内容

J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
人物名 _____ 本人との関係 _____
その人物の住所 _____ 電話 _____
その人物の情報 _____

患者氏名 _____ 生年月日 _____

探索年月日 _____

3病棟師長 _____ 司法精神医学部長

Aチーム(院外探索) 計5名

1 3病棟 2名 (医師・看護師)

医師 _____

看護師 _____

2 他の病棟 2名
職員1 所属 _____ 氏名 _____

職員2 所属 _____ 氏名 _____

3 事務職員 1名

事務職員3 所属 _____ 氏名 _____

Bチーム(院内探索) 計5名

1 3病棟 2名
職員4 _____

職員5 _____

2 他の病棟 2名
職員6 所属 _____ 氏名 _____

職員7 所属 _____ 氏名 _____

3 事務職員 1名

事務職員 所属 _____ 氏名 _____

—時間外用—

3病棟緊急出動班

患者氏名 _____ 生年月日 _____

探索年月日 _____ 3病棟リーダー _____

医師当直 _____ 看護師長当直 _____

Aチーム(院外探索) 計5名

1 3病棟 2名 (医師・看護師)

医師 _____

看護師 _____

2 緊急召集職員 2名

職員1 _____ 所属 _____ 氏名 _____

職員2 _____ 所属 _____ 氏名 _____

3 緊急召集事務職員 1名

事務職員3 _____ 所属 _____ 氏名 _____

Bチーム(院内探索) 計5名

1 3病棟勤務者 2名

職員4 _____

職員5 _____

2 他の病棟勤務者 2名

職員6 _____ 所属 _____ 氏名 _____

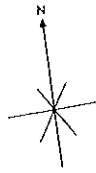
職員7 _____ 所属 _____ 氏名 _____

3 事務職員 1名

事務職員8 _____ 所属 _____ 氏名 _____

東尾張病院 災害時非難経路

(期間：平成17年12月1日～平成18年9月30日)



凡例

--- 境界線

